

平成 2 7 年 1 0 月
定 例 教 育 委 員 会 会 議

会 議 録

平成 2 7 年 1 0 月 9 日 開 催

会 議 録

開催日時	平成27年10月9日（金）			午後4時	開会																								
				午後4時48分	閉会																								
場 所	旭川市教育委員会 会議室																												
出席者	委 員	委員長 金丸 浩一、 <small>委員長職務代理者</small> 金谷 和文、委員 中島 智子 委員 滝山 義之、教育長 小池 語朗																											
	事務局	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">学校教育部長</td> <td style="width: 33%;">田澤 清一</td> <td style="width: 33%;">社会教育部長</td> <td style="width: 33%;">高橋 いづみ</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>田上 和敏</td> <td>社会教育部次長</td> <td>森山 素子</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>金子 圭一</td> <td>公民館事業課長</td> <td>阿部 孝浩</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>片岡 晃恵</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>適正配置担当課長</td> <td>佐瀬 英行</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教職員担当課長</td> <td>林上 敦裕</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				学校教育部長	田澤 清一	社会教育部長	高橋 いづみ	学校教育部次長	田上 和敏	社会教育部次長	森山 素子	学校教育部次長	金子 圭一	公民館事業課長	阿部 孝浩	学校教育部次長	片岡 晃恵			適正配置担当課長	佐瀬 英行			教職員担当課長	林上 敦裕		
	学校教育部長	田澤 清一	社会教育部長	高橋 いづみ																									
学校教育部次長	田上 和敏	社会教育部次長	森山 素子																										
学校教育部次長	金子 圭一	公民館事業課長	阿部 孝浩																										
学校教育部次長	片岡 晃恵																												
適正配置担当課長	佐瀬 英行																												
教職員担当課長	林上 敦裕																												
事務局員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">教育政策課課長補佐</td> <td style="width: 50%;">松浦 宏樹</td> </tr> <tr> <td>同 教育政策係</td> <td>鎌田 和宏</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>阿部 由里夏</td> </tr> </table>				教育政策課課長補佐	松浦 宏樹	同 教育政策係	鎌田 和宏	同	阿部 由里夏																			
教育政策課課長補佐	松浦 宏樹																												
同 教育政策係	鎌田 和宏																												
同	阿部 由里夏																												
傍 聴 者	0人																												
公開・非公開の別	一部非公開																												
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号 旭川市教育委員会委員長の選挙について ・議案第2号 旭川市小、中学校通学区区域設定規則の一部を改正する規則の制定について ・議案第3号 旭川市立小・中学校適正配置計画（ブロック別計画）の策定について ・議案第4号 旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について ・報告第1号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について ・報告第2号 旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について 5 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 小中連携・一貫教育推進研修会報告書について (2) 旭川市社会教育基本計画策定の進捗状況について (3) 平成28年旭川市成人を祝うつどいの開催について 6 その他 7 閉会 																												

審 議 内 容		
発 言 者	発 言 要 旨	
委 員 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、平成27年10月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>	
委 員 長	<p>本日の会議録署名委員は、滝山委員、小池教育長を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>	
委 員 長	<p>会議録ですが、平成27年7月第1回臨時教育委員会会議（平成27年7月29日開催）、平成27年7月第2回臨時教育委員会会議（平成27年7月30日開催）、平成27年8月第1回臨時教育委員会会議（平成27年8月6日開催）、平成27年8月定例教育委員会会議（平成27年8月12日開催）及び平成27年8月第2回臨時教育委員会会議（平成27年8月21日開催）の会議録については、既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について御意見はありますか。</p>	
各 委 員 長	<p>ありません。</p>	
各 委 員 長	<p>御意見がありませんので、平成27年7月第1回臨時教育委員会会議、平成27年7月第2回臨時教育委員会会議、平成27年8月第1回臨時教育委員会会議、平成27年8月定例教育委員会会議及び平成27年8月第2回臨時教育委員会会議の会議録については、承認することで御異議ありませんか。</p>	
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p>	
各 委 員 長	<p>「異議なし。」と認め、平成27年7月第1回臨時教育委員会会議、平成27年7月第2回臨時教育委員会会議、平成27年8月第1回臨時教育委員会会議、平成27年8月定例教育委員会会議及び平成27年8月第2回臨時教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。</p> <p>なお、平成27年9月定例教育委員会会議（平成27年9月9日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認することによろしいですか。</p>	
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p>	
各 委 員 長	<p>「異議なし。」と認め、平成27年9月定例教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。</p>	
委 員 長	<p>《 審 議 事 項 》</p>	
委 員 長	<p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>議案第4号「旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について」及び報告第2号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」ですが、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思っておりますが、いかがですか。</p>	
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p>	
各 委 員 長	<p>「異議なし。」と認め、議案第4号「旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について」及び報告第2号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時</p>	

		代理)について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。
学校教育部長		議案第1号「旭川市教育委員会委員長の選挙について」、説明願います。 議案第1号「旭川市教育委員会委員長の選挙について」、説明します。 金丸委員長の任期が本年10月14日をもちまして満了いたしますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項の規定により次期委員長の選挙を行うものでございます。
委員	長	なお、任期につきましては、同条第2項の規定に「委員長の任期は、1年とする。ただし、再選されることが出来る。」と定められており、今回選挙される委員長の任期は、本年10月15日から平成28年10月14日までとなります。
各委員	長	委員長の選任方法につきましては、旭川市教育委員会会議規則の一部を改正する規則(平成27年旭川市教育委員会規則第1号)による改正前の旭川市教育委員会会議規則第1条第1項の規定により、「指名推せん」の方法を用いることができることとなっており、今回は「指名推せん」としたいと思いますが、いかがですか。
中島委員	長	異議ありません。
各委員	長	「異議なし。」と認め、委員長の選任の方法は「指名推せん」とします。それでは、どなたか御推薦をお願いいたします。
中島委員	長	金丸委員長を引き続き委員長に推薦いたします。
各委員	長	ただいま、中島委員から私が推薦されましたが、いかがでしょうか。
各委員	長	異議ありません。
各委員	長	各委員「異議なし。」とのことですが、「指名推せん」の場合は、旭川市教育委員会会議規則の一部を改正する規則による改正前の旭川市教育委員会会議規則第1条第3項の規定により、委員全員の同意をもって被指名人を当選人とすることとなりますが、私を委員長に選任することによろしいですか。
各委員	長	異議ありません。
委員	長	委員全員の同意があったものと認め、私を委員長に決定いたします。 (金丸委員長就任挨拶)
田上学校教育部長		次に、議案第2号「旭川市小、中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則の制定について」、説明願います。
委員	長	議案第2号「旭川市小、中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則の制定について」、説明します。
各委員	長	本年10月26日に施行される末広7条5丁目及び6丁目の町の区域の変更に伴い、旭川市小、中学校通学区域設定規則別表1の末広小学校、末広北小学校及び別表2の六合中学校、広陵中学校の通学区域を改めようとするものでございます。
各委員	長	議案第2号「旭川市小、中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則の制定について」、御意見、御質問等はありませんか。
各委員	長	ありません。
各委員	長	それでは、議案第2号「旭川市小、中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。
各委員	長	異議ありません。
適正配置担当課長		「異議なし。」と認め、議案第2号「旭川市小、中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定します。
		次に、議案第3号「旭川市立小・中学校適正配置計画(ブロック別計画)の策定について」、説明願います。
		議案第3号「旭川市立小・中学校適正配置計画(ブロック別計画)の策

定について」、説明します。

本件は、旭川市立小・中学校適正配置計画（ブロック別計画）（素案）に対する意見提出手続の結果を踏まえ、同計画の策定に関して、御審議をお願いするものでございます。

本計画素案への意見提出手続は、8月の教育委員会会議において御決定いただき、平成27年8月20日から9月24日の期間において実施いたしました。提出された御意見は、資料のとおり6件であり、全て個人からのものでございます。

御意見の内容は、おおむね本計画と同様の御意見が1件、本計画に賛成の御意思を示し、現在の通学区域の早期見直しを求める御意見が2件、本年3月に策定した基本方針に関しまして、基本方針の目的が、児童生徒により良い教育条件・教育環境を整備することではなく、財政面の負担軽減や効率化を優先していると捉えて、その目的に反対する主旨の御意見が3件ございまして、ブロック別計画の素案そのものへの反対や、修正を求める御意見はございませんでした。

したがって、8月に御説明させていただきましたブロック別計画の素案のとおり、旭川市立小・中学校適正配置計画（ブロック別計画）として策定したいと考えております。

今後の予定でございますが、お寄せいただいた御意見と旭川市教育委員会の考え方をホームページに掲載し、公表するとともに、ブロック別計画を各学校や関係機関等に周知してまいります。基本方針と本ブロック別計画を合わせまして、旭川市立小・中学校適正配置計画といたしまして、計画に沿って、保護者や地域住民の理解を得て適正配置を推進してまいりたいと考えております。

委員長 議案第3号「旭川市立小・中学校適正配置計画（ブロック別計画）の策定について」、御意見、御質問等がありますか。

各委員長 ありません。

各委員長 それでは、議案第3号「旭川市立小・中学校適正配置計画（ブロック別計画）の策定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。

各委員長 異議ありません。

各委員長 「異議なし。」と認め、議案第3号「旭川市立小・中学校適正配置計画（ブロック別計画）の策定について」は、原案どおり決定します。

次に、報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告願います。

片岡学校教育部長 報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告します。

平成27年9月1日付けから9月15日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動につきまして、緊急に処理する必要がありましたので、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により、報告第1号別紙のとおり教育長が臨時に代理し、同条第3項の規定により報告するものであります。

内容といたしましては、臨時的任用職員、非常勤嘱託職員の任用によるものでございまして、具体的な内訳といたしましては、新規に任用した臨時的任用職員が3名、非常勤嘱託職員が2名となっております。

委員長 報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、御意見、御質問等がありますか。

各委員長 ありません。

各委員長 それでは、報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。

各委員長 異議ありません。

各委員長 「異議なし。」と認め、報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員等の

人事異動（臨時代理）については、報告のとおり了承します。

《 報告事項 》

委員長

それでは、報告事項に入ります。

片岡学校教育部長

報告事項（１）「小中連携・一貫教育推進研修会報告書について」、報告願います。

報告事項（１）「小中連携・一貫教育推進研修会報告書について」、報告します。

小中連携・一貫教育推進研修会報告書を取りまとめましたので、概要を報告いたします。この報告書は、８月に開催しました研修会の内容について、１冊にまとめたものでありまして、小中連携・一貫教育の基本的な考え方、小中連携教育モデル校の取組発表、講演の資料など当日の資料一式、グループワークで教職員同士が協議しました「中学校区ごとの交流」まとめ一覧、研修の参加者を対象に実施しました意識調査の集計結果、講演についてのアンケートの集計の４つの構成になっております。

参加した教職員を対象としたアンケートについては、小中連携・一貫教育に関する初めての意識調査でありまして、小学校３７４枚、中学校１７４枚、合計５４８枚分を回収し取りまとめたものです。

主な内容についてですが、８０ページでは、小学校教職員への設問として「小学校６年生が卒業時に、中学校進学に不安を感じている状況があると感じますか。」という質問に対して、９１％が「ある」と回答しています。また、８９ページでは、中学校教職員への設問として「いわゆる「中１ギャップ」があると感じますか。」という質問に対して、６４％が「ある」と回答しております。

これらのことから、児童生徒が小学校から中学校への進学において、不安を感じたり、小学校・中学校間の教育活動の違いにより、新しい環境での学習や生活に不適應を起こす状況があると感じている教職員が本市においても多くいるということが明らかになったところです。

次に９４ページになります。「いわゆる「中１ギャップ」を軽減するためには、どうすれば良いと考えますか。」という質問に対して、「軽減する必要はない。適應していく力や乗り越える強さを育てたい。」という意見がある一方、「教職員の情報交流や連携、児童生徒の交流、小学校・中学校における学習や生活規律等の一貫した指導をする必要がある。また、小学校高学年からの一部教科担任制も効果があるのではないか。」などの意見がありました。

次に９７ページになります。ここでは小中連携を促進するに当たって期待することとして、小学校・中学校ともに学習の連続性の確保が挙げられており、次に児童・生徒指導の一貫性、教職員の指導観の共有の順に多かったところです。

次に９８ページになります。「小中連携を進める上での課題は何か。」という質問に対して、小学校・中学校合同の教職員の研修時間の確保、交流を円滑にする際の移動時間・手段、それから教職員間の共通認識の醸成に関する課題などが多く挙げられております。

最後に１１４ページ以降については、学校と地域との連携の意識についての設問になります。その中で「あなたは地域との連携や外部人材の活用が、児童生徒の育ちや学校運営の充実のために、効果があると思いますか。」という質問に対して、小学校においては９２％が、中学校においては８９％が「そう思う」もしくは「どちらかというと思う」と回答しているところです。また、授業等の学習、安全に関わるサポート、始業前や放課後の読み聞かせや体力向上、学校行事などで協力していきたいという意見が出ています。

このように地域との連携の必要性や重要性を認識している一方で、地域との連携や外部人材の活用を進めていく際には、小学校・中学校ともに負担に感じていることも明らかになったところです。

各学校の研修で活用してもらえるように、本報告書のデータと8月の研修会のDVDの貸出しについて通知しています。今後は学校教育部内のワーキンググループにおいても、この報告書をしっかり検証し、2年目になるモデル校事業の実施の中身や、各学校に依頼している「中学校区で取組を一つやってみよう」という取組シートの報告などを踏まえ、学校が小中連携を進めていく上での現状・課題を再度整理し、11月に実施する職員による先進地調査の成果を含めまして、平成28年度以降の事業構築に生かしていきたいと考えております。

委員長 報告事項(1)「小中連携・一貫教育推進研修会報告書について」、御意見、御質問等はありませんか。

教育委員長 まだモデル校で行っている最中で、やはり多忙感の解消が必要であるということと、教職員の免許をどうするかということがあります。例えば、小中連携を行い中学校の教師が小学校に行く、あるいはその逆をするとなったときに免許の問題がどうしても出てきます。そういうことの解決も含め、そう簡単にはいかないのでも長期間で行っていく必要があると思います。ただ、アンケートなどを見てもとすると、やはりその必要性だとか、あるいは小中連携を行うことによって越えることのできる様々な課題というのも見えてきているなというふうに思いますので、今はこういった情報を基に、どこから手を掛けるかということについて、少し模索をしていきたいと思っています。

委員長 進める意義については、理解が広がっているけれども、当初から色々議論したように、問題としては進めていく上での条件の整備、時間的なもの、事務的なものです。免許については、市教委だけではどうにもならない話で、上川教育局との連携なども必要になってくると思います。

金谷委員 先生方が思う小学校6年生が中学校に上がる段階で感じている状況というのは、中学校進学に対しての不安を書いているのではないかと思います。このアンケートは先生方の感想ですね。子どもでも大人でもみんなそうだと思うのですが、不安を感じるか期待を抱くかということとは別に、自分の環境が変わるときは何か違うというふうに感じると思います。学校を卒業して、私の会社に入社する社員は緊張しています。緊張しているのと、不安がっているのは全然違うと思いますし、先生方が子どもたちは不安に感じていると思うことが、中1ギャップにつながるような気がします。

実際にこういうふうに感じているというのは間違いのないのでしょうかけれども、小学校6年生には、中学校に行ったらどんなことをしてみたいかなど、前向きなことを色々捉えさせれば、多分もう少し違うと思います。随分昔になりますが、私はこういうふうな捉え方をしていなかったと思います。何でこんなふうになってしまったのでしょうか。

委員長 中島委員は、中1ギャップがなぜ生じるのかということに関連して何かありますか。

中島委員 子どもたちが6年生のときに、中学校訪問というのがありました。私のところは豊岡小と東町小が光陽中に行くので、同じ日に豊岡小の6年生、東町小の6年生が光陽中の体育館に集められて、生徒会活動のお知らせやクラブ活動の紹介がありました。自分の子どものことしか分からないので、他の子どもが中学校に上がる様子を見ても、その時々学年の特徴というのがあるので、全体的にどうかというのは参考意見にならないと思います。それぞれ不安に感じていると思いますが、その時の小学校の担任の先生の持って行き方と中学校での受入れ方みたいなものも関係してくると思います。

7年前と今を比べたら、小学生・中学生でもスマートフォンの普及率がとても高いので、そのことが絶対に関わりがないとは言えないと思います。塾に行っている子どもは必要に応じて小学生から持っていて、そこでつながっていたりします。だから学校の先生がどうのこうのと言う以前に友達とのつながりが少なからずあるので、少し言葉が悪いかもしれませんが、いくらこちら側が手を施しても子どもたちの受止め方というのに関わってくるのかなと思います。

全体的にパーセンテージが高いので、そういうふうに不安に思っている子どももいると思いますが、やはり家庭で保護者がどういうふうに対応するか、小学校の先生がどういうふうに対応するかで割とどうにでもなるのではないのかなと思います。

滝山委員

小学校に入るときは、何も知らないということもありますが、ある程度違う環境に行くとなれば、やはり不安感を持つのは当然なのかなと思います。不安感から登校拒否などにつながるのは問題外ですが、そういうものをいかに抑えるかということが大事だと思います。

委員長

金子学校教育部次長や片岡学校教育部次長から、不安の中身や、なぜ生じるのかなどについて、何かあればお話しください。

金子学校教育部次長

小学校教育の務めとしては、中学校に入学するときには中学校教育を受けられるだけの状態にするというのが前提にあると思いますが、先生方自身に不安があるということから、中学校に送り出せるまでにしていないのかなという印象を持ちました。私は中学校の教員だったのですけれども、中学校を卒業させるときには、きちんと自分で進路を選んで、実現させ、その後に高校に通える状態にすることを前提に指導してきましたので、そういうことをきちんと小学校でも意識して指導しなくてはならないなという印象を持ちました。

片岡学校教育部次長

今回の調査で小学校と中学校の先生方では、不安に対しての感じ方に少し差があるということが初めて分かったのですけれども、その不安の中身については、今後、調査を進めていきたいと思っております。また、10月からは各中学校区ごとの取組として、どのような課題があるのか、どういうものを目標として行っていくのかなどの話し合いを進めてもらっています。中には、独自に児童生徒の不安感についてのアンケートを行い、小中連携の取組を進めていくときにどのように変化していくのかということ調査したいと言っている中学校区もありますので、現場の先生方の意見を聴きながら全体の事業を進めていきたいと思っております。

中島委員

中1ギャップがどうだと言う以前に、新しい環境に行くことは、やはり誰にとってもストレスで、そのストレスがマイナス方向に出ないように手当していくことになると思います。どんなに手当をしても、絶対ゼロにはなりません。だから、何かが起こったら、起こったことをそのままにしないという姿勢も大事になってくると思います。適正配置を進めるに当たっても、やはり9年間という長いスパンになるので、子どもだけではなく、先生に対してのスクールカウンセリングというのにも絶対に必要になってくると思います。先生も万能ではないので、やはり苦手な領域、分野、生徒がいると思います。どの生徒にも100%同じように接しなさいと言っても、多分できないと思います。少しでも良い方向に持っていくために、専門家に手当してもらうことも必要になってくると思うので、これを進めていくのであれば、スクールカウンセラーを1校1人配置するというのも今後必要になってくるだろうという印象を持ちました。

アンケート内容がとても多岐にわたっていますよね。勉強ができるようになれば良いかという、そうでもない。人間関係が上手いけばそれで問題ないのかという、そうでもなく、それぞれ多量の悩みがあります。子どもたちにとって先生が一番身近なモデルになるわけですから、先に先生の悩みを軽減するというのも必要になってくるだろうということがア

金 谷 委 員	<p>ンケート結果から分かりました。</p> <p>現場の先生方に、共通のテーマでこれだけのアンケートを採る機会はありません。548人の先生方のアンケートから、個人の捉え方、グループディスカッションをしたときの周りの人の捉え方などが結果に現れていると思いました。この結果は先生方にも配られると思いますが、こういうものを参考にさせていただいて一同に高揚していくようなことになれば良いなと思います。</p>
委 員 長	<p>大変貴重なまとめになっていると思いますので、小中連携・一貫教育の推進はもちろんですが、他のことにも生かせるように頑張ってくださいと思います。このような声を行政に反映させていくことは重要ですから、各委員からの意見を生かして施策等を進めていきたいと思っています。</p>
各 委 員	<p>他に御意見、御質問等がありますか。</p>
委 員 長	<p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（１）「小中連携・一貫教育推進研修会報告書について」は、報告を受けたこととします。</p>
森山社会教育部次長	<p>次に、報告事項（２）「旭川市社会教育基本計画策定の進捗状況について」、報告願います。</p> <p>報告事項（２）「旭川市社会教育基本計画策定の進捗状況について」、報告します。</p>
森山社会教育部次長	<p>旭川市社会教育基本計画につきましては、５月に社会教育委員会議に諮問を行い、検討をいただいております。当初の予定では、会議を２回開催いたしまして、計画の素案を取りまとめる予定でありましたが、社会教育委員から「もっと議論できる場や時間があると良い」という意見をいただきましたことから、次期社会教育基本計画専門検討会という場を設けまして、参加を希望された７名の社会教育委員による集中的な議論を２回行っています。専門検討会では、それまでの会議で示した資料や、いただいた意見、それに係る教育委員会の考え方を示した資料により、改めて議論を深めたほか、資料にありますとおり旭川市社会教育基本計画（たたき台）をお示しし、検討をいただきました。このたたき台の内容につきましては、これまでの教育委員会会議でお示ししました骨子、その考え方と大きくずれてはおりません。</p>
森山社会教育部次長	<p>また、併せて専門検討会に参加していない社会教育委員へも資料を送付いたしまして、書面で意見をいただいているところであります。</p>
森山社会教育部次長	<p>今後であります、専門検討会でいただいた意見等を踏まえて、計画の素案を取りまとめ、全体の社会教育委員会議に提示し、審議いただきまして、１０月中を目途に答申をいただく予定であります。その後、整理をしまして、パブリックコメント案につきまして、教育委員会会議で審議をいただく予定であります。</p>
委 員 長	<p>報告事項（２）「旭川市社会教育基本計画策定の進捗状況について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
各 委 員	<p>ありません。</p>
委 員 長	<p>この後、このたたき台を基にして案が作られ、議論することになります。案作りも大変だと思いますがよろしく願います。</p>
森山社会教育部次長	<p>それでは、報告事項（２）「旭川市社会教育基本計画策定の進捗状況について」は、報告を受けたこととします。</p>
森山社会教育部次長	<p>次に、報告事項（３）「平成２８年旭川市成人を祝うつどいの開催について」、報告願います。</p>
森山社会教育部次長	<p>報告事項（３）「平成２８年旭川市成人を祝うつどいの開催について」、報告します。</p>
森山社会教育部次長	<p>平成２８年旭川市成人を祝うつどいにつきましては、例年どおり実行委員会を組織して、つどいの企画、運営を行うこととし、市内企業等に推薦を依頼しましたところ、１４ページのとおり新成人１０名の推薦をいただ</p>

き、この10名で実行委員会を構成したところであります。

第1回目の会議は9月に開催いたしました。その中では実行委員長などの役員や各委員の役割を決定したほか、事業計画についても協議いたしました。13ページのとおり「平成28年旭川市成人を祝うつどい」事業計画概要を決定したところであります。

開催日時につきましては、成人の日に当たります平成28年1月11日(月)に行うこととし、午前と午後の2部に分けて、午前は11時、午後は2時から、場所は旭川市民文化会館大ホールで行います。

また、主催につきましては、実行委員会、旭川市、旭川市教育委員会の三者によることとなっております。

当日の次第であります。昨年同様、開会、オープニング、実行委員長の挨拶の後、市長のお祝いの言葉、来賓・主催者の紹介、20歳のメッセージと続きまして、アトラクションとしてステージイベントを行い閉会となります。また、エンタランスなどでは催事を計画しております。

今後、これらの具体的な内容につきましては、実行委員会で検討していくこととしております。

委員長

報告事項(3)「平成28年旭川市成人を祝うつどいの開催について」、御意見、御質問等がありますか。

中島委員

午前の部と午後の部の区分けはどのようにされますか。

森山社会教育部次長

住所地で区分けされておまして、同じ中学校に通った方は同じ時間帯になるようにしております。

中島委員

高校のときの友達と集まるということもあると思いますが、午前の部と午後の部どちらに行ってもいいのですか。

森山社会教育部次長

はい。ただ、会場のキャパシティの問題もありますので、住所地で午前の部、午後の部ということで区分けしております。

中島委員

御案内が来るのでしたか。

森山社会教育部次長

そうです。旭川市内に住所がある新成人の方にはお送りしますし、進学や就職などで市内にいらっしゃらない方についても、電話で連絡を受けましたら、御実家があればそちらにお送りしています。万が一、市内に御実家がない場合でも、当日お越しいただければ参加できるように御案内しています。

中島委員

事前に連絡しなくても自由に参加できるということよろしいですか。

森山社会教育部次長

例えば、学生証など年齢が確認できる物を当日は確認させていただきます。

中島委員

チェックする場所があるのですか。

森山社会教育部次長

受付の方にお越しいただきまして、はがきをお持ちの方は、そのまま入場ゲートで見せていただければ会場に入ることができます。

教育長

実行委員会名簿がありますが、名簿以外の所属に対してどうですかという投げかけはしているのですか。

森山社会教育部次長

はい。商工会議所などに御案内しております。

教育長

旭川信金と市役所と自衛隊しかいません。しかも市役所が5人で圧倒的です。

金谷委員

おそらく、それぞれの所属長などからやりなさいと言われていたのではないのでしょうか。

教育長

今までは旭川大学や教育大学の学生も入っていましたよね。

森山社会教育部次長

年齢的には、大学生も当てはまります。

教育長

昔は医大の学生もいたような気がします。

中島委員

旭川信金や市役所、自衛隊が多い気がします。

金谷委員

そうですね。

教育長

次年度以降は、もう少しバラエティに富むように工夫できないか検討したいと思います。

委員

他に御意見、御質問等がありますか。

各 委 員	委 員 長	員 長	<p>ありません。 それでは、報告事項（３）「平成２８年旭川市成人を祝うつどいの開催 について」は、報告を受けたこととします。</p>
			<p>《 そ の 他 》</p>
委 各 事 務	員 委 員 局	長 員 員 職	<p>他に、何かありますか。 ありません。 ありません。</p>
			<p>《 秘 密 会 》</p>
委	員	長	<p>ここからは、秘密会といたします。</p> <p>【以下、非公開】</p>